

大阪電気通信大学教職員 各位

学校法人大阪電気通信大学
理事長 大石 利光

労働基準法等に定められた過半数代表者の選出について(公示)

平素は学校法人大阪電気通信大学の教育・研究活動にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

標記の件、寝屋川キャンパスにおいて、労働基準法等に定められた労働者の過半数代表者の選出を行います。

寝屋川キャンパスの過半数代表者について、学校法人大阪電気通信大学事業場過半数代表者に関する取扱規程第7条の定め(過半数代表者は、教職員のうちから選出する。ただし、役員(理事・監事)、学長、事務局長、副学長、学部長、機構長、研究科長、部長、事務部長、副部長、次長、校長、副校長、教頭及び事務長は、過半数代表者になることはできない。)に基づき、新たに1名選出します。

なお、過半数代表者は、本法人との雇用契約に基づき寝屋川キャンパスで就労するすべての教職員等から選出されます。過半数代表者の選出等について公示いたしますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 過半数代表者の主な役割

- ① 法令で定められた書面による協定の締結等に関し、労働者側の当事者となること
- ② 就業規則の作成、変更に当たって、労働者を代表して意見を述べること、その他法令で定められた事柄について、労働者を代表して意見を述べること
- ③ 労働安全衛生法に基づく委員の推薦
- ④ その他法人が必要とする意見交換に関する事項

2. 過半数代表者の任期

選出日から2026年3月31日(火)まで

なお、任期途中で退職した場合は、その時点で資格を失う。

3. 過半数代表者の選出区分

寝屋川キャンパスに勤務する全教職員(法人事務局含む。)から1名

4. 立候補者の受付

1)立候補できる者(①から③までの条件を満たす者)

①公示日現在、学校法人大阪電気通信大学の寝屋川キャンパスで勤務している者(アルバイト学生を除く。)で、役員(理事・監事)、学外の評議員及び「過半数代表者になることができない者」でないこと。

②立候補できるキャンパスでの立候補であること。

※被選挙権については、次のとおりです。

・教員、所属部署等居所のあるキャンパスとなります。両キャンパスで勤務されている場合においても、教員室、所属部署の居室のあるキャンパスとなります。

・非常勤講師の被選挙権については、授業を担当するキャンパスとなります。両キャンパスで勤務されている場合は、授業担当数が多いキャンパスとなります。ただし、授業担当数が同じ場合は寝屋川キャンパスとなります。

③立候補できる者の所属するキャンパスに選挙権のある教職員5名以上の推薦がある者。

※過半数代表者になることができない者

役員(理事・監事)、学長、事務局長、副学長、学部長、機構長、研究科長、部長、副部長、事務部長、次長

2)受付期間

2024年4月2日(火)~2024年4月8日(月) (休業日を除く。)

9:00~17:00(ただし、11:40~12:40を除く。)

3)受付方法

上記期間内に、以下の所管部署において立候補届を配付しております。

立候補届受領後、必要事項を記載のうえ法人事務局総務部総務課にご提出ください。

5. 立候補者の公示

1)公示期間

立候補が1名の場合

2024年4月9日(火)～2024年4月22日(月)
立候補が2名以上の場合
2024年4月9日(火)～2024年5月13日(月)

2) 公示方法

本法人ホームページ (<http://www.osakac.ac.jp/corp/>)、ガルーン掲示板に掲載及び非常勤講師控室への文書掲示を行います。公示内容は、所属・職名・氏名です。

6. 過半数代表者の選出方法

1) 投票ができる者

公示日現在、学校法人大阪電気通信大学の寝屋川キャンパスで勤務している者（アルバイト学生を除く。）で、投票期間に、学校法人大阪電気通信大学と雇用契約があり役員（理事・監事）、学外の評議員でない者。

※投票は、教員室、所属部署等の居室のあるキャンパスで行っていただきます。

（両キャンパスで勤務されている場合は、教員室、所属部署の居室のあるキャンパスで投票を行っていただきます。）

※非常勤講師投票は、授業を担当するキャンパスで行っていただきます。

（両キャンパスで勤務されている場合は、授業担当数が多いキャンパスで投票を行っていただきます。ただし、授業担当数が同じ場合は寝屋川キャンパスで投票いただきます。）

※投票には、職員証又は身分証明書（写真のあるもの。運転免許証等の公的な身分証明書）が必要です。

2) 選出方法

立候補者に対し投票を行い、以下により過半数代表者を決定します。

立候補者が1名の場合

選挙は行わず、立候補者に対する信任投票（無記名投票）を行います。不信任が選挙権者の過半数に達しない場合、立候補者が過半数代表者として信任されたものとします。

立候補者が2名以上の場合

過半数代表者選出の選挙を行います。投票の結果、過半数得票者1名を過半数代表者とします。

3) 投票日時・場所

立候補者が1名の場合

信任投票を行います。

・期 間：2024年4月9日(火)～2024年4月22日(月) （休業日を除く。）
9:00～17:00（ただし、11:40～12:40を除く。）

・場 所：法人事務局総務部総務課

立候補者が2名以上の場合

過半数代表者選出の選挙を行います。

・投票日：2024年5月14日(火)
9:00～17:00（ただし、11:40～12:40を除く。）

・場 所：法人事務局総務部総務課

4) 不在者投票

立候補者が2名以上の場合、選挙を行います。

この場合、選挙権者が出張、研修、出勤日の都合、その他やむを得ない事由で投票日に投票できない場合は、不在者投票を行うことができます。

・期 間：2024年4月9日(火)～2024年5月13日(月) （休業日を除く。）
9:00～17:00（ただし、11:40～12:40を除く。）

・不在者投票場所：法人事務局総務部総務課
所管部署に不在者投票である旨を申告してください。

所管部署の担当者から投票用紙、封筒を受領。

立候補者の氏名を記入し、厳封のうえ次の所管部署の担当者に提出してください。

※不在者投票を郵送で行うこともできます。ただし、上記期間内に、6.5)記載の所管部署に到着しなければ有効な投票とはなりません。

5) 郵送による投票

立候補者が1名の場合、信任投票を行い、この場合、郵送による投票を行うこともできます。ただし、6.3)記載の立候補者が1名の場合の期間内に到着しなければ有効な投票とはなりません。

寝屋川キャンパスの送付先 法人事務局総務部総務課
(〒572-8530 寝屋川市初町 18-8)

6)選出結果の公示

・公示期間

選出日から10日間

・公示方法

本法人ホームページ (<http://www.osakac.ac.jp/corp/>)、ガールーン掲示板に掲載及び非常勤講師控室への文書掲示を行います。

【担当】

学校法人大阪電気通信大学

法人事務局 総務部総務課

〒572-8530

寝屋川市初町18番8号

電話：072-813-7614（直通）

月～金 9:00～17:00

（11:40～12:40を除く。）

以上